

令和2年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

特定施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護

目 次

運営基準等及び介護報酬算定に関する留意事項

【(地域密着型) 特定施設入居者生活介護】

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 人員基準	1
夜間看護体制加算	1
身体拘束廃止未実施減算	2

【認知症対応型共同生活介護・(看護) 小規模多機能型居宅介護】

認知症対応型共同生活介護 人員基準	4
小規模多機能型居宅介護 人員基準	5
看護小規模多機能型居宅介護 人員基準	5
ケアマネジメント	6
運営推進会議	7
外部評価	8
不適切な事例 (認知症対応型共同生活介護)	9
不適切な事例 ((看護) 小規模多機能型居宅介護)	9

地域密着型特定施設入居者生活介護 人員基準

職種	人員基準
管理者	常勤専従1名（支障が無い場合は兼務可）
生活相談員	常勤換算方法で利用者の数が100又はその端数が増すごとに1以上※（1人以上は常勤）
看護職員・介護職員	看護職員と介護職員の合計数は常勤換算方法で利用者の数及び介護予防サービスの数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
看護職員	総利用者数が30以下 常勤換算方法 1 以上 総利用者数30超 常勤換算方法1に総利用者数が30を超えて50又はその端数が増すごとに1を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
介護職員	常に1以上の（予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
機能訓練指導員	1以上
計画作成担当者	常勤換算方法で利用者の数が100又はその端数が増すごとに1以上

夜間看護体制加算

【算定要件】

- 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること
- 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

【不適切な事例】

重度化した場合における対応に係る**指針について**、利用者又はその家族等に対しての**同意を得ていることが確認できない。**

身体拘束廃止未実施減算

身体拘束廃止未実施減算は、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、身体拘束等を行う場合の記録の未整備、身体的拘束等の適正化のための委員会が未開催など、講ずるべき措置を講じていない場合に、**入所者全員について所定単位数から減算すること**になります。

身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の100分の10相当／日 減算

身体拘束廃止未実施減算

講ずるべき措置

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束適正化のための研修を定期的を実施すること。

地域密着型サービス事業所は上記委員会について、運営推進会議を活用することができます。

なお、身体拘束廃止未実施減算チェックリストを作成し、HPに掲載しましたので、参考に活用してください。

身体拘束廃止未実施減算

不適切な事例

【身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会】

- ・ **委員会の構成メンバーの責務及び役割分担が明確でない。**

【身体的拘束適正化のための指針】

- ・ **職員研修に関する基本方針**の記載がない。
- ・ 入所者等に対する当該指針の**閲覧に関する基本方針**がない。

【身体的拘束適正化のための従業者に対する研修】

- ・ 研修の実施内容についての記録がない。
- ・ 年2回の研修及び**新規採用時の研修**を開催していない。

【メモ】

認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護 人員基準 (H18 厚労令34)

職種	人員基準
代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤専従1名（支障が無い場合は兼務可） ・ 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者
介護従業者	<p>【ユニットごと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中の時間帯に前年度の利用者の平均数に対して、常勤換算方法で3：1以上 ・ 日中の時間帯を通じて1以上 ・ 夜間及び深夜の時間帯は夜勤職員1以上
計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニット毎に1以上 ・ 認知症介護実践研修（実践者研修）修了者 ・ 1以上は介護支援専門員

小規模多機能型居宅介護 人員基準

(H18 厚労令34)

職種	人員基準
代表者	・ 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者
管理者	・ 常勤専従1名（支障が無い場合は兼務可） ・ 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者
介護従業者	【日中の時間帯】 ・ 通いの利用者数（前年度平均）に対して、常勤換算方法で3：1以上 ・ 訪問サービスに対して、常勤換算方法で1以上 ・ 1以上は看護師又は准看護師 【夜間及び深夜の時間帯】 ・ 夜勤職員1以上 ・ 宿直職員は必要数 ※ 宿泊利用者がいないなどの場合は不要
介護支援専門員	・ 1以上 ・ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者

看護小規模多機能型居宅介護 人員基準

(H18 厚労令34)

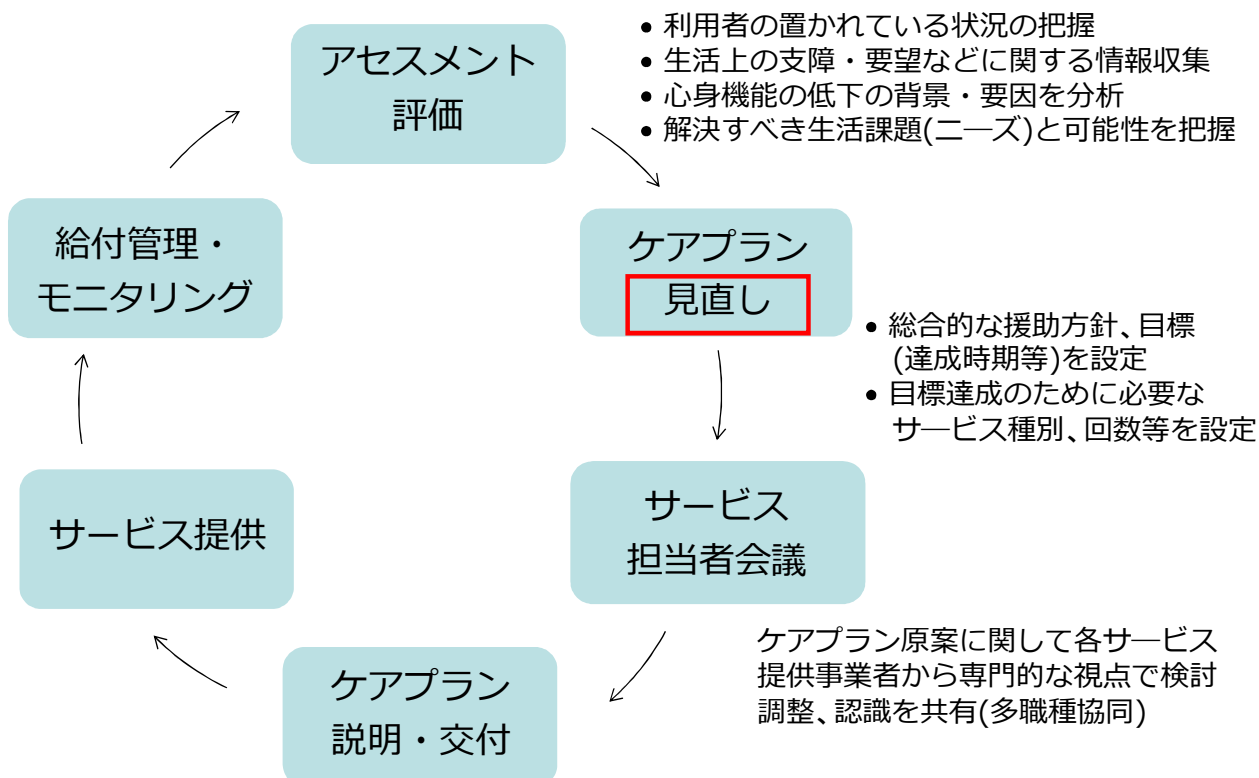
職種	人員基準
代表者	・ 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者又は保健師、看護師
管理者	・ 常勤専従1名（支障が無い場合は兼務可） ・ 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者又は保健師、看護師
介護従業者	【日中の時間帯】 ・ 通いの利用者数（前年度平均）に対して、常勤換算方法で3：1以上 ・ 訪問サービスに対して、常勤換算方法で2以上 【夜間及び深夜の時間帯】 ・ 夜勤職員1以上 ・ 宿直職員は必要数 ※ 宿泊利用者がいないなどの場合は不要 保健師、看護師又は准看護師を常勤換算方法で2.5以上
介護支援専門員	・ 1以上 ・ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者

研修修了者について

下記の場合、減算になることがありますので、十分にご注意ください。

- ・ 研修修了者が定年退職する場合など、**あらかじめ分かっていながら、研修修了者を配置できない場合**
- ・ **介護保険課に相談が無く、研修修了者の未配置を確認した場合**

ケアマネジメント



運営推進会議

地域密着型サービスの**指定基準**で、地域密着型サービス事業者は、下記の者等により構成される**協議会（運営推進会議等）を設置し**、活動状況を報告し、**評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。**

運営推進会議等構成員

- ・ 利用者
- ・ **利用者の家族**
- ・ 地域住民の代表者
- ・ 市町村職員又は地域包括支援センター職員
- ・ 当該地域密着型サービスの知見を有するもの
- ・ 地域の医療関係者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）

また、運営推進会議の報告、評価要望、助言等について、**記録を残し**、その**記録を公表**しなければならない。

実地指導で指導することが多いため注意!!

運営推進会議等の開催頻度

小規模多機能型居宅介護(予防含む) 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護(予防含む) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護
2か月に1回	6か月に1回

- ・ 構成員の交代や新たに開設した事業所で運営推進会議を行う場合、構成員（特に地域住民の代表者、知見を有する方）に、**事前に会議の趣旨や日程等を説明し、了解**をいただいた上で出席を依頼する。
- ・ 合同開催する場合には、連携を図り、構成員の方に**合同開催であることを丁寧に説明**する。
- ・ **開催月の前月25日**までに浜松市への出席依頼を送付ください。
- ・ 市の担当者が出席できなかったときは、**議事録を介護保険課に提出**してください。（出席した場合は提出不要です。）

外部評価

認知症対応型共同生活介護

- ・ 静岡県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受ける。
- ・ 外部評価実施回数緩和の適用の場合は2年に1回。

小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護

運営推進会議等の中で開催する。

※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項
(第182条第1項において準用する場合を含む。)に規定する運営推
進会議を活用した評価の実施等について(平成27年3月27日老振発
0327第4号・老老発0327第1号)

【メモ】

【不適切な事例】 認知症対応型共同生活介護

- 食事に係る費用として、食材料費以外の費用を徴収している。
- 介護支援専門員がすべての利用者の計画を作成している。

介護支援専門員がすべてのユニットの計画を作成しているケースが見受けられるので注意!!

- 計画的に研修が行われていない。
- 協力医療機関（歯科機関を含む）を変更したが、市へ届け出をしていない。

【不適切な事例】 （看護）小規模多機能型居宅介護

- サービス担当者会議が開かれていない。
- 福祉用具や医療系サービスの利用について、居宅サービス計画への位置付けが不明。
- 福祉用具貸与事業所から意見聴取等していない。

注意!!

保険外サービスとして別途費用を徴収している場合
（洗濯・買物など）

介護保険外のサービスを行っている時間は小規模多機能型居宅介護の勤務時間には含めることはできない。